

## 児童・生徒・保護者の皆様へ

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るために  
第三者相談窓口を設置しています。

東京都教育委員会では、都内の公立学校の教職員等による児童・生徒へのわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメント等を早期に発見するため、児童生徒性暴力に関する通報及び相談を受け付けるための第三者相談窓口を設置しております。第三者相談窓口では、弁護士が相談員として性暴力被害の相談を電話やメールで受け付けています。

### 性暴力ってどんなこと？



#### ○ 電話による相談受付

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※ 各曜日の当番弁護士（男性・女性）の連絡先は、東京都教育委員会 HP を御確認ください。



[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no\\_sexual\\_violence.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html)

#### ○ メールによる相談受付（随時受付）

[k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp](mailto:k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp)